

村田町地元経済応援クーポン券配布事業取扱店募集要項

1. 事業の目的

電力、ガス、食料品等価格の高騰の影響を受け地域住民支援を目的として、町内の全世帯へ地元経済応援クーポンを配布する。

2. クーポン券の概要

1	クーポン券の名称	村田町地元経済応援クーポン券(第7弾)
2	発行者	村田町
3	クーポン額面	1枚500円×10枚セット(5,000円分)
4	発行総数	93,000枚(10枚1セット、9,300セット)
5	配布対象者	6月1日基準日において村田町住民基本台帳に記載されている ・全世帯に対し1セット配布(4,100セット) ・65歳以上の高齢者(3,900セット) ・高校生以下の子ども(1,300セット)
6	クーポン有効期限	令和5年12月31日まで

3. 取扱店資格要件

- ・町内に店舗等がある事業所。
- ・取り扱いに協力し拒まないこと。
- ・クーポン券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- ・町、商工会との適切な連携体制を構築すること。

4. 参加申込方法

募集要項を確認の上、参加店申込書に記載し、6月14日(水)まで(期限厳守)申し込みとする。

申込先 村田町商工会
まちづくり振興課

TEL0224-83-2267
TEL0224-83-2113

5. クーポン券の取扱

(1)クーポン券による割引の取り扱い

会計時(消費税及び地方消費税を含む)1,000円以上に対し、1,000円毎にクーポン券1枚につき500円を割引くもの。

例)お会計2,000円(税込み)⇒クーポン券2枚(1,000円)使用

お会計4,500円(税込み)⇒クーポン券4枚(2,000円)使用

(2)対象外取引

- ・不動産や金融商品
- ・商品券やプリペイドカードなど換金性が高いもの
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(3)換金及び協力金について

①クーポン券を受け取った際に、再流出を防止するため裏面に「店舗名称印」を捺印し、別添「村田町地元経済応援クーポン券事業協力金支給申請書兼請求書」に記載の上、指定の換金日(週1回)において商工会で換金手続きを行う。

②上記の内容で取引を行った事業者に対し、村田町より協力金が支給される。(クーポン1枚につき500円)協力金申請期限については令和6年1月31日までとする。

6. その他留意事項等

本要項に記載されていない事項及び不明な事項は、下記まで問い合わせください。

- ・クーポン券について

村田町役場まちづくり振興課 (担当:升)

〒989-1392 村田町大字村田字迫6 TEL0224-83-2113 Fax0224-83-5740

- ・参加店舗申込について

村田町商工会 (担当:伊藤)

〒989-1305 村田町大字村田字西田51 TEL0224-83-2267 Fax0224-83-5830